

○研究活動の不正行為防止に関する規程

平成19年9月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、工学院大学における競争的資金等の取扱いに関する規程第6条に基づき、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)の防止、調査等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用、またその行為における証拠隠滅
- (2) 研究実績における論文の公表や数等の虚偽申請
- (3) 研究費の不正使用(目的以外の流用)など法令や関係規則の違反

(委員会の設置)

第3条 不正行為の防止、調査等のため、研究活動の不正行為防止に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 不正行為の防止及び対策等に関する事項
- (2) 不正行為の調査及び解決に関する事項
- (3) その他不正防止に関する事項

(構成)

第5条 委員会は、理事長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 財務担当常務理事
- (3) 副学長
- (4) 総合研究所所長
- (5) 教務部長
- (6) 学長が推薦する者若干名
- (7) 理事長が推薦する者若干名

(任期)

第6条 前条第6号及び第7号に定める者の任期は3年以内とする。ただし、重任は妨げない。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は学長とする。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、学長が指名した者がその職務を代行する。

(不正行為に関する告発等受付窓口)

第8条 不正行為に関する告発等を受付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を総合研究所研究推進課に置く。

- 2 受付窓口における責任者は、総合研究所所長とする。
- 3 告発等を受け付けた窓口の責任者は、告発者に対し誠実に対応し、告発の内容を委員長へ報告する。

(告発等の取扱い)

第9条 受付窓口に対する告発の方法は、書面、FAX、電子メール、面談によるものとする。

- 2 前項の告発は原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者・グループ名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されなければならない。
- 3 不正行為が行われようとしているなどの告発等に対しては、受付窓口の責任者は、その内容を確認・精査し、委員長に報告する。

(告発者・被告発者の保護)

第10条 悪意に基づく告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを学内外に周知するものとする。

- 2 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 相当な理由なしに、単に告発されたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(予備調査会)

第11条 委員会は、告発がなされた場合には不正行為が行われた可能性及び事実確認を行うため、その都度予備調査会を設置することができる。

- 2 予備調査会の構成員は、委員長が指名する。ただし、公開しないものとする。

(予備調査会の任務)

第12条 予備調査会は、告発がなされた内容が行われた可能性及び告発の内容について内部的な調査を行う。

- 2 前項による予備調査結果は、ただちに委員長へ報告するものとする。
- 3 予備調査の結果、委員長が本格的な調査が必要であると判断した場合は、30日以内に本調査を開始しなければならない。
- 4 委員長は、告発者に対して、告発の内容についての予備調査会の結果を伝えるものとする。

(本調査委員会)

第13条 委員会は、委員長から要請があった場合は、その都度本調査のための本調査委員会を設置する。

- 2 本調査委員会の構成員は、委員長が推薦し、委員会が承認する。
- 3 本調査委員会委員長は、委員長が指名する。
- 4 告発者若しくは被告発者と直接利害関係のある(不正行為を指摘された研究が論文と通りの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害関係がある)者は、委員会構成員から外すものとする。
- 5 本調査委員会は、必要により告発事項に関する学外の専門家の意見を求めることができる。

(本調査委員会の任務)

第14条 委員長は、本調査の開始を監督官庁等関係機関へ報告し、各学部教授会に通知する。

- 2 本調査委員会は、調査にあたり告発事項の関係者に対し事情を聴取し、また、研究ノート等の関係書類を調査することができる。
- 3 告発事項の関係者は、本調査にあたり全面的に協力しなければならない。
- 4 本調査委員会は、調査にあたり証拠隠滅等の防止上必要な場合は、関係する研究室、実験室等の立ち入りを禁止するほか、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 本調査委員会は、調査にあたり被告発者に対して調査の開始を通知しなければならない。ただし、告発者が特定されないように配慮を行う。
- 6 本調査委員会は、本調査結果をただちに委員長へ報告するものとする。

(審議・認定)

第15条 委員会は、本調査の結果に基づき不正行為の有無について審議し、認定を行う。

- 2 委員会は、審議・認定に際しては、必要に応じて本調査委員会委員を出席させること

ができる。

- 3 委員会は、認定に際しては、被告発者に説明を行い、否認する場合は、30日以内に書面又は口頭による異議申立ての機会を与える。

(報告)

第16条 委員会は、審議内容、審議方法及び認定結果等について、理事長へ報告するとともに、不正行為があると認定した場合は、懲戒規程に基づく懲戒処分の内容を理事長に勧告することができる。

- 2 委員会は、本調査の結果を監督官庁等関係機関及び各学部教授会に報告し、関係事項について協議するものとする。
- 3 委員長は、告発者に対して、告発内容についての認定結果を伝えるものとする。

(守秘義務)

第17条 この規程に関わる委員、予備調査会構成員、本調査委員会構成員、受付窓口関係者、その他手続において関係する者は、個人情報保護のために、職務上知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

- 2 前項の定めにもかかわらず、職務上知り得た情報を意図して他に漏らしたり、私事に利用した場合は、本学懲戒規程に基づく懲戒処分を行う。

(庶務)

第18条 委員会、予備調査会、本調査委員会の事務は、研究推進課が行う。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、常務理事会の議を経て別に定めることができる。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、教授総会、常務理事会の議を経て、理事長が決定する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。